

経 済 産 業 省

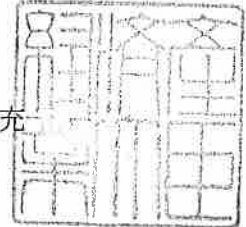


20140528商第1号

平成26年5月29日

公益社団法人全国火薬類保安協会
会長 鶴田 欣也 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



火薬類関連事業者に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省は、平成26年5月27日付け中防災第14号（別紙）をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）安倍 晋三から、梅雨期及び台風期における防災態勢強化についての指導要請を受けましたので、火薬類関連事業者等に対し所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各火薬類関連事業者に対して、別紙を踏まえた下記の対応をすることを要請するようお願いいたします。

記

1. 豪雨などの風水害に起因した土堤等事業所の施設の破損については、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
2. 落雷に備え、避雷針の機能が維持されていることを確認すること。確認の結果、機能が低下若しくは喪失している場合には、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
3. 高温や多湿により、火薬の安定性が損なわれることがないように、保管されている火薬類の「製造時期」「性状」などの状況をよく把握すること。
4. 万一、事業所等が被災した場合には、被害の拡大を最小すべく努めるとともに、速やかに所管の官署に連絡を行うこと。
5. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。